

# 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目次

ページ

○特定疾患に係る医療費用交付規則の一部を改正する規則	(疾病・感染症対策室)	一
告 示		
○特定非営利活動法人の設立の認証申請	(NPO活動促進室)	五
○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	(障害福祉課)	五
○県営土地改良事業の工事の完了	(農村振興課)	五
○保安林の指定施業要件の変更の予定(四件)	(森林整備課)	六
○道路の区域変更	(道路課)	七
○道路の供用開始	(同)	七
○廃川敷地等の発生(二件)	(河川課)	七
○都市計画の変更(三件)	(都市計画課)	八
○土地改良区役員の就任及び退任の届出	(仙台地方振興事務所)	九
公 告		
○平成二十年度自衛官の募集	(市町村課)	九
○宮城県指定有形文化財の指定		
教育委員会		
公安委員会		
○警備業法施行細則の一部を改正する規則		一〇
○探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく探偵業者への監督等に関する規則の一部を改正する規則		一〇
正 誤		
○宮城県公報平成二〇年号外第一二号中		一〇

## 規 則

特定疾患に係る医療費用交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年五月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第六十九号

特定疾患に係る医療費用交付規則の一部を改正する規則

特定疾患に係る医療費用交付規則(平成十二年宮城県規則第九十二号)の一部を次のように改正する。

第三条中「国家公務員等共済組合法」を「国家公務員共済組合法」に、「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律」に、「医療を受けているもの」を「被保険者」に改める。  
様式第一号を次のように改める。

様式第1号(第4条関係)

申請区分	新規	継続	医療機関追加	該当区分に○印をしてください。		
重症申請	有・無	受給者番号 (新規の方は記入しないでください。)				
特定疾患医療受給者証交付申請書						
病名						
患者(受給者)	フリガナ				性別	職業
	氏名				男・女	勤労者・自営業・アルバイト・パート派遣・無職・その他( )
	生年月日	明・大 昭・平	年	月		日
	住所	(〒 - )				(電話 - - )
交付先が患者本人以外の場合に御記入ください。						
交付先	氏名				患者との続柄	
	住所	(〒 - )				(電話 - - )
生計中心者	氏名				患者との続柄	今年の収入見込額
	住所	(〒 - )				(電話 - - )
	今回の申請患者以外に既に同一生計内で特定疾患受給者証の交付を受けている者		有 (氏名: )		受給者番号: ( )	
保険	保険種別	政府管掌・船員・組合・共済・後期高齢・国保(一般・退職・組合)				
	被保険者証発行機関				被保険者(本人・家族)	
	保険者番号				記号・番号	
医療機関	1	名称	(所在地: 市・町・村 電話: )			医療機関追加の場合その理由
	2	名称	(所在地: 市・町・村 電話: )			
	3	名称	(所在地: 市・町・村 電話: )			階層区分記入欄

私は、提出した臨床調査個人票が厚生労働科学研究において、個人情報保護のもと疾患研究の基礎資料として使用(詳細については、裏面のとおり)されることを同意した上で、上記のとおり特定疾患医療受給者証の交付を申請します。

年 月 日

宮城県知事 殿

申請者氏名 印

(患者又は患者の生計中心者)

(裏面)

<同意について>

特定疾患治療研究事業は、重症で希少な特定疾患の研究を推進するため、患者の方の治療に係る医療費の自己負担分を公費で補助する制度です。

本申請書に添付された臨床調査個人票は、厚生労働省の厚生労働科学研究難治性疾患克服研究事業特定疾患調査研究班において、当該疾患の研究のための基礎資料として使用されますので、このことに同意された上で、特定疾患医療受給者証の交付申請を行ってください。

また、臨床調査個人票の使用に当たっては、個人情報の保護に十分配慮し、研究以外の目的には一切使用されることはありません。

なお、この同意は、添付された臨床個人調査票を疾患研究の基礎資料として活用することに対する同意であり、特定疾患調査研究班で行われる臨床研究等の実施に関して協力を求める場合は、改めて、それぞれの研究者から主治医を介して説明が行われ、同意を得ることとされています。



様式第8号(第8条関係)

特定疾患医療受給者証変更申請書  
(医療機関用)

年 月 日

宮城県知事 殿

(〒 - )

申請者住所

申請者氏名 印

受給者との続柄(患者の )

特定疾患に係る医療費用交付規則第8条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

受給者番号		重症患者認定	有・無
受給者氏名			
変更事項	変 更 後		
変更前	医療機関名		
	有効期間	年 月 日から	年 月 日まで
変更後	医療機関名		
	所在地	都・道・府・県	市・町・村
	電話番号		
	有効期間	年 月 日から	年 月 日まで
変更を生じた日	年 月 日	理由	
受給者証の 交付先	申請者住所 患者住所 その他		

様式第九号中  
 遊改  
 一般・老人  
 を  
 「遊改」を「1」を「1」  
 、「2」を「2」に改める。

様式第十号中「第10条」を「第11条」に改める。  
 様式第十一号(その1)中「様式第十一号(その1)(第10条関係)」を「様式第十一号(第11条関係)」に、「特定疾患療養証明書(一般保険用)」を「特定疾患療養証明書」に、「保険種別 社会保険・国民健康保険」を「保険種別 社会保険・国民健康保険・後期高齢者」に改める。  
 様式第十一号(その2)を削る。

- 附 則
- (施行期日)
- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の特定疾患に係る医療費用交付規則の規定は、平成二十年四月一日から適用する。  
(経過措置)
  - 2 この規則の施行前に、改正前の特定疾患に係る医療費用交付規則(以下「旧規則」という。)の規定によりなされた手続、処分その他の行為がこの規則の施行の際現に効力を有するものは、改正後の特定疾患に係る医療費用交付規則(以下「新規則」という。)の規定によりなされた手続、処分その他の行為とみなす。
  - 3 旧規則の規定による様式第一号及び様式第四号から様式第十一号までは、当分の間、新規則の規定によるものとみなす。

告 示

○宮城県告示第五百十五号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十年五月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人宮城県認知症グループホーム協議会

一 代表者の氏名 蓬田 子

二 主たる事務所の所在地 仙台市宮城野区幸町二丁目九番八号

三 定款に記載された目的 この法人は、急激に増加している認知症高齢者に対し、適切なケア・サービスを提供するための調査・研究及び研修活動を行うとともに、グループホームに対する理解を深めるための普及啓発活動を行い、宮城県における高齢者福祉の増進に寄与することを目的とする。

四 申請のあった年月日 平成二十年四月十六日

○宮城県告示第五百十六号

障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十年五月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
○四一五五〇五六〇	ジャパングアサビー北・ヘルパースター 仙台市泉区南光台東一丁目五十二番十八号千葉茂ビル一〇三	居宅介護 重度訪問介護	株式会社ジャパングアサビー	平成二十年五月一日
○四一五二〇〇六〇九	アルダンケアサービ 仙台市宮城野区平成二丁目七番三十八号高橋ビル一F	居宅介護 重度訪問介護	株式会社アルダン	平成二十年五月一日

○宮城県告示第五百十七号

県営土地改良事業に伴う工事を次のとおり完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三条の二第三項の規定により公告する。

平成二十年五月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

地区名	事業の名称	工事完了年月日
大岳	一般農道整備事業	平成十九年十一月十九日
真野2期	ため池等整備事業	平成十九年四月二十七日

桃生町6期

経営体育成基盤整備事業

平成十九年十一月三十日

○宮城県告示第五百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十年五月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

角田市島田字百枚田一の九、字諏訪部三六の四、三六の五、字池田三七

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めぬ。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(一) 次のとおりは、省略し、その関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び角田市役所（産業経済課）に備え置いて縦覧に供する。

○宮城県告示第五百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十年五月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

角田市鳩原字瀬ノ木橋八七、八八の一

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めぬ。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(一) 次のとおりは、省略し、その関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び角田市役所（産業経済課）に備え置いて縦覧に供する。

○宮城県告示第五百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十年五月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

加美郡加美町北川内字小川入の一から一の三まで、一の四（次の図に示す部分に限る。）、一の五、一の六、一の九、一の一〇、一の一一、一の一二、一の一四（次の図に示す部分に限る。）、一の二六から一の二二まで、一の二八から一の三五まで、一の三七から一の四四まで、一の四八、一の五一、一の五二

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めぬ。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び加美町役場（農林課）に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第五百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十年五月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林の指定の目的

平成十四年二月二十五日農林水産省告示第四百六号で定めるところによる。

二 変更に係る指定施業要件

1 立木の伐採の方法  
変更しない。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び加美町役場（農林課）に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第五百二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十年五月二日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年五月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 大衡落合線

三 道路の区域

変更の区間	変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
-------	-------	-----------------	-----------------	----

黒川郡大衡村大衡字鏡沢二番三二地 先から 同村松の平二丁目四番二地先まで		
後 B	前 A	前 A
二八・〇 五四・五	二八・〇 五八・五	二八・〇 五八・五
一、七二〇・〇	一、四六二・〇	一、四六二・〇
上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。		

○宮城県告示第五百二十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十年五月二日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年五月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

種道路類の	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始年月日
県 道	中田栗駒線	登米市中田町浅水字新岡田一―二番地先から 同市同町浅水字田向一―八番地先まで	平成二十年 五月二日

○宮城県告示第五百二十四号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり告示する。

平成二十年五月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 河川の名称

一 級河川名取川水系立野川

二 廃川敷地等が生じた年月日

平成二十年三月二十六日

三 廃川敷地等の位置

柴田郡川崎町大字前川字中ノ内百番、百一番、百二番、百三番及び百四番、同今宿字川前畑二十番、同字窪畑五十番及び同字八ヶ銘山二番

四 廃川敷地等の種類及び数量



土地二千八百八十七・一六平方メートル

○宮城県告示第五百二十五号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり告示する。

平成二十年五月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 河川の名称

一級河川名取川水系北川

二 廃川敷地等が生じた年月日

平成二十年三月二十六日

三 廃川敷地等の位置

柴田郡川崎町大字今宿字焼橋沢山三番及び同字岩下山三番、四番、五番及び六番

四 廃川敷地等の種類及び数量

土地一万五千五百五十三・四二平方メートル

○宮城県告示第五百二十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、仙塩広域都市計画を次のとおり変更した。

なお、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画について関係図書を宮城県庁（土木部都市計画課）において公衆の縦覧に供する。

平成二十年五月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画道路

2 名称 三・三・二〇二号 大衡落合線

三・四・二八一号 古館奥田線

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 追加する部分

大衡村大衡字大日向、同字鑑沢、松の平二丁目、松の平三丁目の各一部

2 廃止する部分

大衡村大衡字大日向、同字鑑沢、奥田字長沢、同字梅木、松の平二丁目、松の平三丁目の各一

部

○宮城県告示第五百二十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、仙塩広域都市計画を次のとおり変更した。

平成二十年五月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画公園

2 名称 六・五・九百一号 大衡村総合運動公園

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 追加する部分

大衡村大衡字鑑沢、同字平林、同村松の平二丁目の各一部

2 廃止する部分

大衡村大衡字大日向、同字鑑沢の各一部

○宮城県告示第五百二十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、仙塩広域都市計画を次のとおり変更した。

なお、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画について関係図書を宮城県庁（土木部都市計画課）において公衆の縦覧に供する。

平成二十年五月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

仙塩広域都市計画用途地域

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 新たに用途地域を指定する土地の区域

なし

2 用途地域を廃止する土地の区域

なし

3 用途地域を変更する土地の区域



大衡村松の平二丁目、大衡字大日向、同字鑑沢、同字平林の各一部

○宮城県告示第五百二十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、大和町吉田土地改良区役員就任及び退任について、次のとおり届出があった。

平成二十年五月二日

宮城県仙台地方振興事務所

所 長 齋 藤 俊 夫

一 就任した者

就任年月日	氏 名	住 所	役職名
平成二十年四月七日	鷗橋 浩之	黒川郡大和町吉田字入生田上六十番地	理事
平成二十年四月七日	小野 誠一	黒川郡大和町吉田字八志田一番地	理事
平成二十年四月七日	阿部 浩一	黒川郡大和町吉田字反町西六十七番地	理事
平成二十年四月七日	堀籠 稔	黒川郡大和町吉田字田久根前九番地一 号	理事
平成二十年四月七日	堀籠 博司	黒川郡大和町吉田字百目木三十四番地	理事
平成二十年四月七日	佐藤 良一	黒川郡大和町吉田字中田三十一番地	理事
平成二十年四月七日	本田 昭吾	黒川郡大和町吉岡字館下七十四番地	理事
平成二十年四月七日	堀籠 幸夫	黒川郡大和町吉田字南五福院一番地四 号	理事
平成二十年四月七日	菅原 三千男	黒川郡大和町吉岡南二丁目十番地二号	理事
平成二十年四月七日	碓井 忠郎	黒川郡大和町吉田字上童子沢九番地	監事
平成二十年四月七日	佐藤 公夫	黒川郡大和町吉田字八反田上十五番地	監事

二 退任した者

退任年月日	氏 名	住 所	役職名

平成二十年四月六日	鷗橋 浩之	黒川郡大和町吉田字入生田上六十番地	理事
平成二十年四月六日	小野 誠一	黒川郡大和町吉田字八志田一番地	理事
平成二十年四月六日	佐藤 良一	黒川郡大和町吉田字中田三十一番地	理事
平成二十年四月六日	本田 昭吾	黒川郡大和町吉岡字館下七十四番地	理事
平成二十年四月六日	堀籠 幸夫	黒川郡大和町吉田字南五福院一番地四 号	理事
平成二十年四月六日	菅原 三千男	黒川郡大和町吉岡南二丁目十番地二号	理事
平成二十年四月六日	桜井 勝	黒川郡大和町吉田字八合田三十四番地	理事
平成二十年四月六日	堀籠 隆男	黒川郡大和町吉田字芳野沢六十四番地 三号	理事
平成二十年四月六日	堀籠 市郎	黒川郡大和町吉田字松原一番地	理事
平成二十年四月六日	碓井 忠郎	黒川郡大和町吉田字上童子沢九番地	監事
平成二十年四月六日	佐藤 公夫	黒川郡大和町吉田字八反田上十五番地	監事

公 告

○自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第一百七十七条第一項及び第一百八条の規定により、二等陸士として採用する陸上自衛官、二等海士として採用する海上自衛官及び二等空士として採用する航空自衛官の募集期間、試験期日、試験種目並びに試験場の位置及び名称を次のとおり定めたので公告する。

平成二十年五月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 募集種目

二等陸士、二等海士及び二等空士（いずれも男子）

二 募集期間

平成二十年五月七日（水）から同年六月九日（月）まで

三 試験期日

平成二十年六月十四日(土)及び同月十五日(日)(いずれか一日)  
 四 試験種目  
 筆記試験(国語、数学、社会及び作文)、口述試験、適性検査及び身体検査  
 五 試験場の位置及び名称  
 仙台市宮城野区南田館一番一号 陸上自衛隊仙台駐屯地

### 教育委員会

○宮城県教育委員会告示第八号  
 文化財保護条例(昭和五十年宮城県条例第四十九号)第三条第一項の規定により、次の表に掲げる文化財を皇指定有形文化財に指定する。  
 平成二十年五月二日

種別	名称	員数	所在地	所有者
有形文化財 (歴史資料)	国絵図 正保年間 奥州仙台通絵図(町)	一冊	仙台市青葉区川内二十六番地 仙台市博物館	仙台市

### 公安委員会

○宮城県公安委員会規則第5号  
 警備業法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。  
 平成20年5月2日

宮城県公安委員会  
 委員長 藤 三郎助

警備業法施行細則の一部を改正する規則  
 警備業法施行細則(平成20年宮城県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。  
 別記様式中「生活安全企画課」を「生活環境課」に改める。  
 別記様式第14号中「対して、異議」を「対して異議」に改める。  
 別記様式第22号中「この場合においても」を「この場合においても、当該異議申立てに対する決定日の翌日から起算して」に改める。

附 則  
 この規則は、公布の日から施行する。  
 ○宮城県公安委員会規則第6号  
 探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく探偵業者への監督等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
 平成20年5月2日

宮城県公安委員会

委員長 藤 三郎助

探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく探偵業者への監督等に関する規則の一部を改正する規則  
 探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく探偵業者への監督等に関する規則(平成19年宮城県公安委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「生活安全企画課」を「生活環境課」に改める。  
 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

### 正 誤

○宮城県公報平成二〇年号外第二二二号(平成二十年三月三十一日付)中	中	誤
ページ 四	行 八	「、第10条」を「10条」に改める
ページ 二	行 七	申込みのあったこのことについて
ページ 四	行 八	「、第10条」を「10条」に改める